

次のとおり、公募により企画提案を募集して、最も優秀な提案をした者を随意契約の相手方の候補者として特定する手続き（公募型企画提案方式）を実施するので公告する。

令和6年4月9日

奈良県知事 山下 真

1 業務概要

(1) 業務名

奈良県起業家支援事業委託業務

(2) 業務内容

ア 起業支援金支給対象事業者の公募・選定等業務

- ・ 起業支援金申請事業計画の公募、周知
起業支援金申請事業計画の公募については、特に東京23区からの移住を伴う申請が多くなるよう公募、周知方法を工夫すること。
- ・ 起業支援金申請事業計画や起業支援金に関する問い合わせ、意見等への対応
- ・ 起業支援金申請事業計画の選定
選定は、外部委員で構成する審査委員会による審査を実施すること。
- ・ 起業支援金の交付決定、実績報告、支援金確定検査に伴う事務
- ・ 起業支援金支給対象事業者の財産管理の支援
- ・ その他、事業をより効果的に行うために知事が必要と認める業務

イ 起業支援金支給対象事業者への伴走支援業務

- ・ 起業支援金申請事業計画の確認及び相談対応（事業計画書の作成代行は不可）
- ・ 事業進捗状況の確認、指導
- ・ 経理処理の支援
- ・ 経営支援
資金計画書、労務管理、広報、マーケティング、取引先の紹介、国内外への販路開拓、経営相談等
- ・ その他、事業者への伴走支援をより効果的に行うための業務として、知事が必要と認める業務

※起業者を定期的に訪問するなど、きめ細かい支援を行うこと。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

2 委託上限額

金5,000,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

3 公募型企画提案方式に参加できる者の資格

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (3) 国内の事業者にあつては奈良県税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（更生手続開始の決定を受けた者を除く）。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規

定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続き開始の申立てをしていない者又は、申立てをなされていない者であること。

(8) ISO/IEC27001、ISMS 認証、プライバシーマーク等の第三者認証を取得、または、個人情報の保護に関する法律に則った個人情報の取扱い方針（個人情報保護方針、プライバシーポリシーなど）を定めていること。

4 候補者選定における審査の考え方

業務遂行能力、企画提案内容、経費見積を勘案し、審査を実施する。

5 公募型企画提案説明書、業務仕様書の配布

(1) 配布期間 令和6年4月9日（火）から令和6年4月22日（月）まで

(2) 配布場所 下記13の問い合わせ先に記載のとおり。

※経営支援課のホームページからもダウンロード可。

6 参加申込書の提出期限、場所、方法

本件公募型企画提案に参加しようとする者は、次により参加申込書を提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和6年4月22日（月）

(2) 提出方法 持参又は郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出先 下記13の問い合わせ先に記載のとおり。

7 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 受付期間 令和6年4月9日（火）から令和6年4月16日（火）正午まで

(2) 質問方法 質問票（別紙様式4）により、FAXによること。

(3) 質問先 下記13の問い合わせ先に記載のとおり。

(4) 回答方法 参加申込みのあったすべての者に対してFAXにより随時回答する。

8 企画提案書の提出期限、場所、方法

(1) 提出期限 令和6年5月1日（水） 午後5時まで

(2) 提出方法 持参又は郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出先 下記13の問い合わせ先に記載のとおり。

9 提案の無効

本件公募型企画提案への参加に必要な資格を有しない者が提出した提案は無効とする。

10 最良の提案をした者の特定方法

奈良県起業家支援事業委託業務委託者選定委員会において、あらかじめ定めた審査基準及び方法により審査を行い、候補者を特定する。なお、提案者は、選定委員会においてプレゼンテーションを実施するとともに、質疑にも応答すること。

11 契約手続き

奈良県は、10により特定した候補者（以下「被特定者」という。）と奈良県契約規則等関係規定に基づき、契約手続きを行う。

1 2 契約の不締結

10の候補者特定後、契約締結までの間に、被特定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 被特定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 被特定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してるとき。
- (4) 被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 3 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県産業部 経営支援課

「奈良県起業家支援事業委託業務」係あて

電話番号 0742-27-8131

FAX 番号 0742-23-1396

<https://www.pref.nara.jp/1661.htm>

1 4 その他

- (1) 本件企画提案の参加によって必要な提案書の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を受け付けた事業者に対して書面で通知し、上記13問い合わせ先に記載のホームページにて令和7年2月28日（金）まで審査結果を掲載する。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。
- (3) 詳細は、公募型企画提案説明書及び委託業務仕様書による。
- (4) 本件公募型企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (5) 本年度は当事業の一部に国庫支出金が充当される予定である。

以 上